

職員の懲戒処分について

令和3年12月28日

下記のとおり懲戒処分を行ったので、小矢部市職員の懲戒処分等に関する公表基準に基づき公表します。

○一般服務違反に関するもの

1 被処分者の所属・職位、性別	総務部主査 男性
2 処分の内容	減給6月（10分の1）
3 処分理由 （事案の概要）	被処分者は、平成31年（令和元年）及び令和2年に年次有給休暇の保有日数を超過して10日以内の連続する欠勤を複数回繰り返し、平成31年（令和元年）に延べ61日5時間40分、令和2年に延べ52日7時間5分の欠勤に至った。 過去の私傷病に起因する体調不良を主な理由とした欠勤であるが、医師の診断書を提出するなどの必要な手続きが取られておらず、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定に基づき懲戒処分を行うものである。
4 処分年月日	令和3年6月30日